

平成21年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成21年3月27日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	指田弘安君

出席説明員（14名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
福祉部参事	小島昇公君	建設環境部長	並木俊則君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	窪田きく江君
財政課長	関田新一君	職員課長	田代雄己君

議事日程

- 第1 第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 第2 第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

〔総務委員会審査報告 日程第3〕

第 3 第 9号議案 東大和市生活安全条例

〔厚生文教委員会審査報告 日程第4〕

第 4 第 8号議案 東大和市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

〔建設環境委員会審査・所管事務調査報告 日程第5～日程第7〕

第 5 第 27号議案 市道路線の変更について

第 6 第 28号議案 市道路線の認定について

第 7 暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について

〔予算特別委員会審査報告 日程第8～日程第14〕

第 8 第 1号議案 平成21年度東大和市一般会計予算

第 9 第 2号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第10 第 3号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計予算

第11 第 4号議案 平成21年度東大和市老人保健特別会計予算

第12 第 5号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第13 第 6号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第14 第 7号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

第15 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第16 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

第17 議第1号議案 消費税の税率引き上げに反対する意見書

第18 議第2号議案 都立清瀬小児病院の存続を求める意見書

第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第19まで

午前 9時32分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（佐村明美君） 3月13日に議会運営委員会が開催され、本日の議事について協議が行われておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） おはようございます。

去る3月13日、議会運営委員会が開催されましたので、委員会で決定した本日の日程等につきまして御報告を申し上げます。

3月13日の委員会において、市側より追加議案を2件提出したいとの申し出がありました。追加議案につきましては、既に御配付をされているところではありますが、第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例及び第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の2議案であります。この2件の追加議案につきましては、定例会最終日であります本日の本会議において審議することと決定いたしました。お手元の議事日程に記載のとおり日程第1及び日程第2として御審議をいただくものであります。

また、当日の委員会において東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例を委員会提出議案として本日の会議に提出することが決定をされました。平成18年に地方自治法が改正され、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は、委員会として議会に議案を提出することができることとなったわけではありますが、昨年12月議会において会議規則を改正し、所要の手續規定を整備いたしましたことから、今回委員会提出議案として提出するものであります。なお委員会提出議案を議題に供する時期は、従来の議員提出議案の前とすることが確認をされております。

次に、2月27日の議会運営委員会の時点では日程が明確になっておりませんでした河川大会の日程がその後確定をいたしましたことから、本日議員派遣の議決を行うことになりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第1 第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

高齢者在宅サービスセンターの通所介護及び介護予防通所介護の利用料金の額は、条例に定める基準の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとしております。条例別表がその基準額を定めており、この基準額は厚生労働大臣が定める基準に準拠してありますが、このほど当該基準の一部を改正する告示が平成21

年3月3日付で出されたことから、本条例の改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

最初に、「第3条第1項第3号中「第115条の38第1項第1号」を「第115条の44第1項第1号」に改める。」とするものであります。

これは介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）により本条例が引用する介護保険法第115条の38について、第115条の44に条番号を改めたことによるものであります。介護保険法の当該条文の内容についての改正はなく、いわゆる条ずれによる改正であります。

次に、別表第2を改めるものでありますが、別表第2（第9条関係）について、所要時間区分が所要時間3時間以上4時間未満の場合で、要介護区分が要介護1のとき1回当たりの単価を3,897.63円、要介護2のとき1回当たりの単価を4,470.51円、要介護3のとき1回当たりの単価を5,043.39円、要介護4のとき1回当たりの単価を5,616.27円、要介護5のとき1回当たりの単価を6,189.15円。また所要時間区分が所要時間4時間以上6時間未満の場合で、要介護区分が要介護1のとき1回当たりの単価を5,196.84円、要介護2のとき1回当たりの単価を6,015.24円、要介護3のとき1回当たりの単価を6,833.64円、要介護4のとき1回当たりの単価を7,652.04円、要介護5のとき1回当たりの単価を8,470.44円。

備考1、基準額は、原則として月を単位として算定する。

2、基準額は、必要に応じて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表の6のイからホまでの注及びへの規定に基づき算定する。

3、算定された基準額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる、とするものであります。

これは、別表第2は通所介護の利用料金を算定するための単価を定めるものでありますが、既に申し上げましたように厚生労働大臣が定める指定介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部が改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴い、単価を改めるものであります。

また備考につきましては、これまで該当する加算項目について箇条書きで表記しておりましたが、基準の変更に伴い、加算項目の新設や加算名称の変更があったこと、また加算できない条件が複雑化する等、厚生労働大臣の定める基準が改正されたことを受けて、備考の2として「基準額は、必要に応じて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の6のイからホまでの注及びへの規定に基づき算定する。」という表現に改め、利用料金の金額については当該基準の当該項目の規定に基づき、適切に算定することとしたものであります。

次に、別表第3を改めるものでありますが、別表第3（第9条関係）について、要支援区分が要支援1のとき一月当たりの単価を2万2,771.98円、要支援2のとき一月当たりの単価を4万4,531.19円。

備考1、基準額は、必要に応じて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表の6のイの注及びロからトまでの規定に基づき算定する。

2、算定された基準額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる、とするものであります。

これは、別表第3は介護予防通所介護の利用料金の額を算定するための単価を定めるものでありますが、同じく厚生労働大臣が定める指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準が改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴い、単価を改めるものであります。また備考は、別表第2と同様な理由で改めるものであります。

附則であります。附則第1項は条例の施行日を平成21年4月1日とし、ただし第3条第1項第3号の改正

規定は、同年5月1日から施行する、とするものであります。これは厚生労働大臣が定める基準が改正され、平成21年4月1日から適用されることから、条例の施行日を平成21年4月1日とし、ただし介護保険法の一部改正が平成21年5月1日付で施行されるものであることから、条例第3条第1項第3号の改正規定については5月1日から施行する、とするものであります。

附則第2項は、改正後の別表第2及び第3の規定は、施行日以後に行われる通所介護及び介護予防通所介護に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた通所介護及び介護予防通所介護に係る利用料金についてはなお従前の例による、とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 3点伺います。

第1点は、別表第2の1回当たりの単価、それから別表第3の一月当たりの単価、すべて引き上げられているように思いますが、そういう理解でいいかどうか。

2点目は、その単価引き上げは、その10%という形で利用者の利用料引き上げに直結するという理解でいいのかどうかです。

3点目ですけれども、介護保険制度が始まったときに、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合が25%とされ、三位一体改革によって22.8%にまで引き下げられたことが、高い保険料、利用料の最大の原因と考えます。日本共産党は、国庫負担割合を全国市長会と全国町村会も要求しているように、直ちに5%引き上げ、さらに給付費の50%まで計画的に引き上げることを求めています。市の見解を伺います。

○福祉部参事（小島昇公君） 3点御質問いただきました。

まず別表2、別表3の単価につきましては、今回の改正によりまして引き上げるということでございます。

それから市民への負担の関係でございますが、保険のほうで90%、残りの10%を御利用者負担にさせていただくという意味におきましてですね、若干ではございますが負担増となります。

それから3点目の国の負担の関係でございますが、一般的に国のほうが25%を負担をするということになってございまして、施設分が15%、その他が20%、調整交付金が5%ということにルールはなっております。そのうちの調整交付金につきましては国全体で5%ということで、その保険者、東大和市の高齢者における75歳以上の割合等によりまして、その市によりまして率が変わってございます。その辺につきましては、実際5%は市にはこないという状況もございまして、全国市長会も5%につきましては別枠にしてほしいということで要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第29号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第2 第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

地域包括支援センターの介護予防支援を利用する場合につきましても、利用料金の額は条例に定める基準の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとしており、条例別表がその基準額を定めております。またこの基準額は厚生労働大臣が定める基準に準拠しておりますが、このほど当該基準の一部を改正する告示が平成21年3月3日付で出されたことから、本条例の改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

最初に、「第3条第1号中「第115条の38第1項第2号から第5号まで」を「第115条の44第1項第2号から第5号まで」に改める。」また「第7条中「第115条の38第1項第2号」を「第115条の44第1項第2号」に改める。」とするものであります。

これも先ほどの第29号議案と同様に、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）により本条例が引用する介護保険法第115条の38について、第115条の44に条番号を改めたことによるものであります。

次に、別表を次のように改めるとして、別表（第9条関係）、一月当たりの単価、4,264.2円。

備考、1、基準額は、必要に応じて、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）別表のイの注、ロ及びハの規定に基づき算定する。

2、算定された基準額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる、とするものであります。

これは、この別表は介護予防支援の利用料金を算定するための単価を定めるものでありますが、厚生労働大臣が定める指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部が改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴い、単価を改めるものであります。

また備考につきましては、これまで別表に規定しておりました初回加算に加え、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算が追加され、また加算できない条件が複雑化する等、厚生労働大臣が定める基準が改正されたことを受けて、備考の1として「基準額は、必要に応じて、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表のイの注、ロ及びハの規定に基づき算定する。」という表現に改め、利用料金の金額については当該基準の当該項目の規定に基づき、適切に算定することとしたものであります。

附則であります、附則第1項は条例の施行日を平成21年4月1日とし、ただし第3条第1号及び第7条の改正規定は、同年5月1日から施行する、とするものであります。これは厚生労働大臣が定める基準が改正され、平成21年4月1日から適用されることから、条例の施行日を平成21年4月1日とし、ただし介護保険法の一部改正が平成21年5月1日付で施行されるものであることから、条例第3条第1号及び第7条の改正規定については5月1日から施行する、とするものであります。

附則第2項は、改正後の別表の規定は、施行日以後に行われる介護予防支援に係る利用料金について適用し、施行日以前に行われた介護予防支援に係る利用料金については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 1点だけ伺います。

これも単価は引き上げになっているようですけども、これはケアプランの作成にかかわるもので、この改正前も改正後も利用者負担は一切ないという理解でいいかどうか確認したいと思ひます。

○福祉部参事（小島昇公君） 御質問のございましたとおり利用者の負担はございません。

以上でございます。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 第9号議案 東大和市生活安全条例

○議長（佐村明美君） 日程第3 第9号議案 東大和市生活安全条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） ただいま議題に供されました第9号議案 東大和市生活安全条例につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成21年3月13日に開催し、説明員に副市長ほか関係部長、参事の出席を求め審査を行いました。質疑は次のとおりです。

今回の生活安全条例、新設条例ということで、私どもも市民の安全を守るために必要な取り組みだということで、党としても強く打ってきましたので大変すばらしいことだとまず評価したいと思います。1点まず確認したいのは大枠総論的な流れとして、平成15年、そのあたりごろからいろいろな子供をねらった犯罪、事件、事故等が多発する中で、世の中の流れが非常に治安に関する意識も高まってきているという中で、私の認識では平成16年ぐらいから生活安全条例ということが各自治体で取り組みがなされるような流れになってきたのかなというふうに記憶しています。

当市においては安全に対する市民の意識ですとか、また社会情勢とか、そういう流れの中で、市としてのこの生活安全条例を制定するに至るまでの検討状況、取り組み状況、そのあたりについて少し説明をいただきたいとの問いに、今までの経緯でございますけど、この安全安心というようなところでの条例ということでは、平成11年9月に安心して住み続けられる東大和市づくりに関する条例の制定を求める陳情というのが出されております。これは防犯協会から出されたものでございます。同年第3回の定例市議会において採択されており、これが安全安心に対しての取り組み、条例等の取り組みについてはスタートかなというふうに考えております。その後いろいろ経緯がございますけれど、都内におきまして平成13年の段階で区部におきましては4区、市部におきましては1市制定してございます。その後当市におきましてもこうした流れを受けまして、平成13年5月に東大和市民の安全を守るための体制に関する要綱、これを制定いたしました。その後議会におきましても、平成15年の第2回議会、これは市議会のほうからの要望、一般質問等もありました。また16年第1回にもございました。そういう流れがございます。そういう中で平成15年10月に東京都安全・安心まちづくり条例、これが施行されています。平成16年の段階では、制定が26市中8市ほど制定しており、その後当市におきましては安全安心というような視点で、18年7月に安全安心の情報送信サービスというのを始めております。また、19年9月から青色回転灯パトロールカーによる市内の巡回活動を始めたところなんです。その後議会のほうからも御質問等をいただいた経緯がございます。武蔵村山市との調整も随時行っているわけでありまして。東大和警察署が武蔵村山市、東大和市、両市を管轄しているということから、両市での調整を図ってきました。そうした経緯を経て本年の3月議会への上程ということになりましたとの答弁がありました。

相当長い期間をかけてさまざまな社会情勢等も踏まえながら、また近隣市、東京都の動向も踏まえながらの取り組みということで今回の提案に至ったと思うんです。この条例の中身について幾つか確認させていただきたい。1点がまず第2条の1号のところで生活の安全、ここで規定している「市民の生命、身体及び財産を犯罪から守るための活動の促進と環境の整備を図ることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる」、ここが一番のポイントになる。この条例で取り組む定義のところでのポイントかなというふうに思うんです。この「活動の促進と環境の整備」というのは具体的に言うとうるということが想定されるのか、この点をまず確認させていただきたいと思いますとの問いに、第1条のところの目的に出ています。この条例は、生活の安全というのは何を指すのかというところで、「犯罪から身を守る活動の促進」というところであります。これは「生活安全に関する意識の高揚を図るとともに」というふうに、目的であります。そうした活動を促進する。例えば市民の自主的な防犯に備えること、あるいは市民自身ができることはあるかという視点での守るための活動ということです。それと市民の側の活動とあわせて、市の活動もそうしたボランティア等の自主的な団体に対する援助または支援、そういったことも含まれております。また「環境の整備」ということは、そうしたことが進められる環境を整備する自主防災組織に対する支援だとか補助金等、そういったことも含めての整備、環境を図るというようなことでありますとの答弁があり、生活の安全のための活動、環境の整備というのは市民及び行政が取り組むべき活動をサポートしていく、情報提供していく、またソフト面、ハード面とも整備に取り組んでいくということと理解をいたしました。

第3条では1条の目的を達成するために、必要な施策を実施するというところで6項目上がっておりますが、この条例ができるということで市が具体的に、また市民や関係団体がどうこれから生活の安全を守るために施策が進んでいくのか、取り組みが図られていくのかということが一番期待される場所なので、これがどういうふうに想定されるのか。3条の1号では、例えば「生活の安全に関する意識の高揚を図るための啓発」ということがありますけど、具体的にどういうことなのか。この点を、6項目すべてを市の責務として、どういうふうなことを具体的に想定しながらこれから取り組んでいくのか、ちょっと確認させていただきたいと思いますとの問いに、生活の関連というところで防犯のパトロールであります。青色回転灯なんかもやっています。市の責務につきましての具体的な取り組みでございますが、第1に「生活の安全に関する意識の高揚を図るための啓発」、これにつきましてはさまざまな機会をとらえまして実施してございます。2点目の「生活の安全に関する情報の提供に関すること」、事故あるいは犯罪等の情報提供をいたしたり、というような情報の提供でございます。3の「関係団体、その他の生活安全活動を行うものに対する支援」についてですが、市内におきまして生活の安全に関する活動を自主的に行っている団体、自主的なボランティア団体等を指しますが、パトロールをするための帽子でありますとか保安灯でありますとかというようなものの支給等もございます。それから4のところで「市の管理する公共施設等に係る生活の安全に資する環境の整備」ですが、環境の整備ではハード面、ソフト面があると思います。ソフト面でいえば防犯の講習会でありますとか訓練でありますとか、そういうふうに思います。ハード面でいきますと公共施設ですので、お子さんを預かる公共施設等におきまして警察110番緊急通報システムの対応でありますとか、あるいは植栽等で死角があるようなところを適正に管理するというようなことです。こうした環境の整備を想定してございます。5の「事業者及び土地所有者等に対する生活の安全に資する環境の整備」ということの助言でございますが、助言というやわらかい言い回しをしてございますが、例えば土地所有者の方で、土地が雑草でありますとか、あるいは非常にうっそうとしていて危険な状況があるというようなことで市民の方からの問い合わせ等があるわけですが、そうし

たときに適正な管理をしていただくようお願いをするというようなことを想定していますとの答弁がありました。

私は代表質問でも聞きましたけど、私たちの立場としては住民の安全確保のために住民の防犯活動、これらを適正に行うということは当然という立場です。ですが、問題点もまた起こっていることも事実です。この条例ができたからということではないとは思いますが、不審者だということで通報があるということで、共産党の議員がマンションの玄関のオートロックの外にあるポストに市議会報告を配布していた。これが通報され警察が来て、被害届が出されて送検されると。これは取り下げになったんですけど、不審者不審者と言う余りに、本来当然やってもいいような事柄が犯罪であるかのように利用されてしまう。そういう危惧が起きないかなということを質問したんですけど、答えがありませんでした。

そうした危惧がこの条例によって実際出てこないかどうかということをご心配されるんですけど、その点についてはどうでしょうかとの問いに、一般論として犯罪を防止するために、市民、行政が協力して安全な安心なまちづくりを推進する、それを目的としてございます。今不審者ということは、どこで線を引くか難しいところがあると思います。これからいろいろな角度で見なければならぬというふうに考えていますとの答弁があり、初歩的な質問で申しわけないんですけど、「市民は、自らの生命、身体及び財産を犯罪から守るために必要な知識を習得し、安全の確保に努めるとともに」と書いてあるわけです。その後、「市が実施する前条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする」——「努める」と「努めるものとする」の違いを教えてください。私は強制的にならない文言がいいんじゃないかという意味合いで言っているんですけどの問いに、両方とも強制するものではなくて努力していきましょうとのことでの答弁があり、この生活安全条例の制定が言われ始めてから長いわけですけど、この制定によりどのような効果を期待していますかの問いに、条例を制定することによりある種の権威づけというような、そういう意味で市民にアピールすることになるというふうに、そうした効果があるのではないかと答弁があり、2条の4のところの関係団体は「市の区域内において生活の安全に関する活動を自主的に行う団体をいう」ということがあるが、市のほうはどうやって把握しているのか。そういう団体は自主的に市のほうに何か申し込みをしなければいけないのか、そういった部分はどうなっているかの問いに、把握でございまして、一つは東大和警察との連携によって把握するという方法があります。市独自としては市報等を通じて資材、機材等の給付の広報をいたしますので、その中で把握したいと思いますとの答弁があり、この条例を制定するに對して武蔵村山市並びに警察との調整が必要だという話がありました。どのように調整が進んだのかお聞かせくださいとの問いに、上程に向けて対応するに当たり武蔵村山市とは条例案等のすり合わせ等を行っています。その中で最終的に文言が全く同じにはいきません。それは各自治体が法規等の所管を持っていますので、要綱の流れと協議会の内容等につきましてはおおむねすり合わせをしておついでございますとの答弁があり、この条例、直接当然市民が幅広くかかわってくるんですけど、どのように意識させ、どのように隅々まで浸透させるつもりがあるのか教えてくださいとの問いに、条例が成立した場合はまず広報で条例の広報をする予定でいます。各種団体の方に協議会メンバーになっていただきます。そうしたところを通じて、母体の団体に間接的にも周知していくことも含め、市報のみならずあるいはホームページ等、そういった広報をまず行って、その後まだ行き届かないところであれば、また協議会の中で議論していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

私は法律や条例というのは、基本的には権力を持つ側の権力の内容を防止するものだと思っています。決して国民の権利を縛ってはいけないというふうには思っているんですけど、こういったものをつくらなければなら

なくなったというような時代背景というのは非常にちょっと残念には思います。ただ、こういった理念条例においても必要であるというふうな感じはいたします。ちょっと伺っておかなければいけないと思いますが、一番危惧される場所は、例えばこれこれこういったポスターを皆さんで張りましょうといったときに、ちょっとうちは張る余裕がございませんとかいったときに、それを市のほうが例えばあそこのお宅はこういったことをしてくれないんですというような、不利益をこうむるようなことがあつては決していけないと思うんです。そうした場合にこの努力義務、そういったことはないということをはっきりとしていただきたいとの間に、これは努力規定ということですか。いわゆる内心の自由を侵すものではありません。努力の規定ですので、御本人がやりたくないという場合には当然それはやらないということになるかと思えますとの答弁があり、質疑を終了し、討論を終了し、第9号議案 東大和市生活安全条例、本案を原案どおり可決いたしました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長においてよろしくお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔4 番 粕谷久美子君 登壇〕

○4 番（粕谷久美子君） 4 番、粕谷久美子。東大和市生活安全条例に反対の立場で討論します。

この条例によって市民の安全と安心して暮らしていけるまちができるのではなく、逆にこの条例により規制されることに不安があります。市民生活の中で周りを気にかける、さりげなく声をかける、住民があいさつできるなどのコミュニケーション意識が市民生活の中に自然に芽生え、浸透できる環境づくりの仕組みが根本的な役割で、お互いの監視につながるような条例は必要ないと思います。条例をつくる時点で監視社会につながる使い方をしないとの答弁でしたが、社会が変化してきたときに解釈を変えられる、利用されることにつながりかねないものではないかと危惧するものであり、以上のことから本条例に反対するものです。

〔4 番 粕谷久美子君 降壇〕

〔5 番 長瀬りつ君 登壇〕

○5 番（長瀬りつ君） 5 番、長瀬りつです。第9号議案 東大和市生活安全条例の制定に反対の討論をいたします。

国内では1990年以降、戦後最も犯罪の少ない時期が今日まで続いている現状及び東大和市内においては過去30年間、人口は1.5倍になっているにもかかわらず凶悪犯罪はふえておらず、治安悪化とは言えない中で、いたづらに不安をあおり市民を警察的な活動へと巻き込んでいくこのような条例の制定には反対です。

総務委員会の質疑の中で、条例が市民に何かを強制することはない、理念条例であり宣言みたいなもの、「努めるものとする」というのは努力規定であり義務を課すものではない、などの説明がありましたが、御存じでしょうか、今東京都は2003年に制定した安全・安心まちづくり条例を改定しようとしています。その内容

は、区市町村全域に防犯対策の推進協議会、つまり自警団のような組織をつくることを努力義務から責務に変え、事業者、住民、教育機関、ボランティア、来訪者に参加、協力義務を課し、繁華街でのごみ、たばこのポイ捨てや歩行喫煙、パフォーマンス、つまり街頭でのビラ配りやマイクによる宣伝などの表現活動など、まちの秩序を乱す行為、外国人の不法就労などについて啓発活動をするを義務づけるものです。しかもこれらの詳しい中身は、知事と公安委員会が指針をつくと条例で定められ、その指針作成に議会は全く関与できません。一度条例を認めてしまえば、その条例は幾らでも変えられるのです。

今の市の担当部が幾ら市民や市民活動を規制するものではないと説明しても、職員はわかります。ましてや管理、指導責任が何たるかの認識もない理事者のいる行政ですから、信頼性はないのも同然です。健全な社会をつくるには相互監視や異端摘発などではなく、人と人との信頼関係をどう築いていくのか、子供に尊敬される大人、だれに対しても寛容な心で接することができる大人がたくさんいることが、本来の安全安心のまちであり、そのような東大和市にしていく施策を考え実践することこそが、今の私たちに課せられているというふうに思います。

以上です。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

[18番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 私は公明党を代表し、ただいま議題となりました第9号議案 東大和市生活安全条例に賛成の立場で討論を行います。

昨今の市民生活を取り巻く生活環境の悪化によって、市民の防犯に対する意識は大きく変化をしております。また全国で相次いでいるこれまでの常識では考えられないような突発的な凶悪犯罪の発生などに際して、行政に対する安全安心のまちづくりの取り組みは大変に期待が高まっております。

私ども公明党は、これまでも安全安心のまちづくりを行政の取り組む最優先課題と位置づけ、本市における青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロールの推進や、安全安心情報送信メールを活用した市民への迅速な情報提供などについて強力に推進をしております。また今回提案をされております東大和市生活安全条例につきましては、近隣自治体では既に多くの自治体においても制定がされておりますが、私どもも本市においても一日も早い制定を求めてきたものであります。市民生活の安全を守るのは、第一義的には警察が果たす役割であることは言うまでもありませんが、警察と連携を図り、市がその役割を明確にしながらかつその責務を積極的に果たし、市民や事業者とともに安全安心のまちづくりに取り組むことは高く評価されるものであります。

本条例の審査に当たっては、市民に警察の仕事の肩がわりさせるのかといった議論や監視社会を推進するのかといった、いたずらに市民の不安をあおるような、ためにする議論がなされたことは残念でなりません。むしろそのようなことが起こらないようにするために、市が積極的にその責務を果たすことを規定したものであり、市民一人一人に治安を守るための意識の高揚を図ることは重要な取り組みであります。総務委員会における審査でも、本条例の制定によって政党の政治活動を脅かすのではないかと御批判もありましたが、そもそも市民が安心して生活する権利を脅かすような政党の政治活動など行うべきではありません。

本条例の制定によって、これまで本市が取り組んでこられた安全安心のまちづくりのための施策をさらに強力に推進しながら、これまで以上に行政としての責務を積極的に果たすことを求め、賛成の討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長(佐村明美君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第9号議案 東大和市生活安全条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第4 第8号議案 東大和市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

○議長（佐村明美君） 日程第4 第8号議案 東大和市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 登壇〕

○20番（下条 学君） 平成21年第1回東大和市議会厚生文教委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました第8号議案 東大和市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について審査の報告を申し上げます。

本委員会は平成21年3月16日に開催し、説明員に副市長ほか関係部長の出席を求め審査を行いました。

第8号議案につきましては、本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行いました。

質疑として、当市は3.8%の引き上げと介護保険料の改定がされると聞いているが、どのぐらい金額が上がるのか。使用料に関して自己負担、利用の支給限度は決まっている。支給限度の範囲内では利用額は1割負担であるが、その限度を超えると全額自己負担になると思われる。この基金条例の制度を取り入れると、全額自己負担されている方の金額がふえるということになるのではないかと質疑に、第4期の介護保険料については、第1号被保険者の方は第3期の金額と年額の基準額で同額の4万5,800円と考えている。この基金は介護報酬をアップしたことに伴い、第1号被保険者の保険料が大幅に上がることを食いとめるというのが目的である。個人の限度額には影響はないと考えているとの答弁がございました。

基金の設定で交付金の総額、規模等、基金の処分として第1号被保険者の負担の軽減を図るため、保険料が上がりそうになったらこの基金で対応するとの認識でいいのかとの質疑に、基金として4,500万円、制度の周知の経費として352万1,000円の合計で4,852万1,000円の交付金を全額基金に積む。3年間の合計であるが、第1号被保険者の保険料が大幅に上がることを抑制するという考え方と、市のほうの基金も取り崩すことで第4期は値上げをしないでいきたいとの答弁がございました。

介護従事者の給料が非常に低いということで、それを改善するために3%引き上げられるけども、一律で3%上がるわけではないと聞いているが、それがどういう形になるのか。第3条で基金に属する現金の扱い方について、東大和市の基金の運用については有価証券を使った基金の運用というのがこれまでされているのか、年金のような大きな損失を出さないという点で、これまで赤字、損失を出したことがあるかどうかとの質疑に

対し、介護従事者の賃金が低くてなかなか定着率が低い。これを改善するところで全国では3%という話ですが、東大和市では地域の特性もあるので3.8%でありました。市内の事業所に電話で確認をしましたが、総じてこれは助かりますというお答えをいただいている。第3条の管理の関係では、赤字となったケースはない。基金の管理についてはペイオフの関係等があり、一般的な普通貯金は決済用貯金で管理し、別な方法の管理として大口定期がある。現在では、基金運用の中では大口定期を中心に運用をしていきたいとの答弁がございました。

報酬改定をされて増額されると、1割負担の部分で利用者負担も増額がされる。介護保険は限度額があるのでサービスが減るということが予想されている。この問題点をどうとらえているのか、改善策は考えられないのかとの質疑に、今後高齢者の増加、その中で要支援、要介護の方もふえてくるという中で、介護報酬を増額すると第1号被保険者の保険料を上げざるを得なくなる。そういう点で今回の交付金を基金に積んで、その一助とするのが今回の趣旨である。本人の負担がふえたり重たくなるのは本来ではないところで、何とかサービスはできる限り低下しないよう第4期の中で見ていきたいとの答弁がございました。

質疑を終了、討論を終了し、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長においてよろしくお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 第27号議案 市道路線の変更について

日程第6 第28号議案 市道路線の認定について

日程第7 暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について

○議長（佐村明美君） 日程第5 第27号議案 市道路線の変更について、日程第6 第28号議案 市道路線の認定について、日程第7 暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について、以上議案2件を一括議題に供し、所管事務調査については報告を行います。

これより建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました第27号議案 市道路線の変更について、第28号議案 市道路線の認定について及び所管事務調査、暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯についての議案2件、所管事務調査報告1件につきまして建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

まず第27号議案 市道路線の変更について及び第28号議案 市道路線の認定について御報告申し上げます。

本委員会は去る3月17日、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに第27号議案と第28号議案は、両議案が相関連する議案でありますことから一括議題に供し、現地視察後直ちに質疑に入りました。

質疑なく、討論を終了し、第27号議案 市道路線の変更について及び第28号議案 市道路線の認定については、いずれも原案どおり可決と決しました。

次に、所管事務調査、暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯についてにつきまして、調査の結果を御報告いたします。

本件は市の暫定リサイクル施設の4棟の建物について、建築基準法に規定する建築確認の手続を怠っていた部分があることが発覚したため、議会でもこの施設について調査する必要があるとして、昨年9月12日に開催された建設環境委員会で所管事務調査を行うこととしたものであります。

本件については9月12日以降、実質審査として平成20年10月10日から平成21年3月17日までの間に合計6回の委員会を開催し、調査及び報告書の取りまとめの作業を行いました。

調査においては、副市長ほか関係部課長の出席を求め質疑を行うとともに関係資料の提出を求めました。

その結果、3月17日の委員会においてお手元に御配付いたしました建設環境委員会所管事務調査報告書のとおり決定されたものであります。

建設環境委員会所管事務調査報告書は、1として調査に至る経過、2として委員会における調査の概要、3として総括の3章で構成されております。

詳細の報告につきましては省略をさせていただきますが、内容につきましては後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯についての調査結果の御報告を終了いたします。

以上で、建設環境委員会に付託されました議案2件の審査経過と結果の報告及び所管事務調査の報告を終了させていただきます。

議長においてよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

2件の議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第28号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 8 第1号議案 平成21年度東大和市一般会計予算

日程第 9 第2号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第10 第3号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第11 第4号議案 平成21年度東大和市老人保健特別会計予算

日程第12 第5号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第13 第6号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第14 第7号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（佐村明美君） 日程第8 第1号議案 平成21年度東大和市一般会計予算から、日程第14 第7号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算まで、以上7議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、予算特別委員会委員長、粕谷洋右議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 粕谷洋右君 登壇〕

○7番（粕谷洋右君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月18日、23日、24日の3日間にわたり、付託されました第1号議案 平成21年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から第7号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔予算特別委員会委員長 粕谷洋右君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔1番 吉野 孝君 登壇〕

○1番（吉野 孝君） 私は日本共産党東大和市議員団を代表しまして、平成21年度一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算、老人保健特別会計予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算に反対をし、下水道事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

予算審議を通して、市民の暮らしはより一層厳しさを増していることが明らかになりました。平成17年と19年を比べてみれば、給与所得者1人当たりの所得金額は年間6万6,000円減っています。課税標準額100万円以下の納税者数は、納税義務者数全体の35.2%です。100人に対して35人が、市の分類でも最も所得の低い部位にあるということです。生活保護受給者が増加し続けています。多重債務の窓口相談も2倍以上に激増していることが明らかになりました。市民生活は深刻の度を一層増しています。

市長も施政方針の中で、家計所得環境のさらなる悪化により、個人消費も振るわず厳しい時期が続くことを認めています。こうした状況を見たときに、国民、都民、市民の暮らしをどう支えるかが政治の最大の課題となるはずです。

小泉政権以降、年間13兆円もの負担増、最近では定率減税の廃止で2兆8,000億円もの市民増税を強行し、国民生活と内需をいじめ続けてきた悪政の根本転換が求められています。大企業が競い合って進めている大規模な雇用破壊にストップをかけ、国民生活を安定させるこそ最大の課題です。自民・公明政権は、体力のある大企業に雇用を守る社会的責任を守らせるまともな対策も打ち出せていません。1年限りの定率給付金は経済効果が薄いとして国民の大多数が反対をし、しかも3年後には消費税増税が強行されようとしています。

ここで日本共産党の定額給付金に対する態度について一言言えば、反対だが国が給付を決めれば国民、市民の受給権は保障されなければならないというものです。

市政はどうでしょうか。市民の暮らしが厳しいことを認めながら、第3次行政改革と元気な東大和再生プランを着実に実行すると表明し、予算にはそれが盛り込まれました。これは行政改革の名のもとに市民負担増と市民サービス切り捨てを進めようというものです。経済的に困難な障害者や就学援助受給世帯などに対する扶助費を削減したままで復活していません。市財政の困難を弱い立場の者に押しつけるものです。

職員給与の引き下げは、1人当たり年間約37万円もの引き下げというひどいものです。私たちは給与は労働

者と使用者が合意によって決めるという立場ですから、今回の給与引き下げについては市職員が合意したことにより引き下げ条例に賛成しましたが、財政難なのだから引き下げは当然という意見にはくみしません。極度の職員削減、給与引き下げは、市政の活力を奪い市民サービスを低下させるものと考えます。

国民投票費が計上されました。これは現憲法を変える準備を進めるものです。日本を軍隊を持っている国にするために、そして自衛隊が海外で武力行使ができるようにするため国民投票法がつけられました。その具体化が始まったということになります。海賊対策の名で武力使用も可能ということで、ソマリアへ自衛隊が出動しました。憲法違反の行為であり非常に危険な動きです。尾又市長は現憲法について、平和と民主主義を基礎に置いた非常にすぐれた憲法、世界の憲法の規範と評価したことは重要です。市長が憲法擁護のために努力されるよう要求いたします。

次に、先ほど生活安全条例の審議の中で、ビラ配布など市民の正当な政治活動を敵視する論議がありました。これは真に市民の安全を願うのではなく、市民の正当な活動を抑えつけようとするものです。生活安全条例が人権を損なうことのないよう厳しく市に求めます。

保育では入園希望者が急増し若干の定数増もしましたが、待機児が昨年の約2倍の146人になりました。市も、景気の悪化から家計を支えるため共働きが予想以上にふえたと説明しました。ふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急雇用創出事業を活用するなど、共働き家庭を応援する市の緊急な対策を求めます。

扶助費では、社会保障制度の一環として国が法律に基づいて支出するものと、地方自治体が福祉の増進を図るために独自の施策において支出するものがあります。現金、物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす費用です。生活が苦しい家庭が多い障害者に対して、難病者福祉手当の大幅削減やガソリン費補助のカット、就学援助の削減など社会保障の根幹である扶助費を削減したままです。削減された扶助費の復活を求めます。

子供の医療費の問題では、お母さん方が乳幼児医療費の無料化の制度をつくってほしいと40年前に運動が始まりました。紆余曲折がありましたが、中学3年までの医療費無料化が始まります。当初からこの要求を支持し、ともに運動を進めてきた者としてこの実現を歓迎いたします。今後の課題として所得制限、窓口の一部負担金の廃止を求めていきます。

妊婦健診の14回への拡大は、日本共産党も求めてきたものです。国の財政措置によるものとはいえ、安心して子供を産めない状態が明らかになるもとの貴重な前進だと思います。

無料低額診療事業は、たとえ生活が苦しくとも国民の医療を受ける権利を保障する制度です。無料低額診療事業について、福祉部、市民部等の窓口でも、市報でもきちんと広報し、市民に知らせて市民の命を守ることを求めます。

暫定リサイクル施設の問題です。建設環境委員会と予算特別委員会の審議を通じて、暫定リサイクル施設が建築基準法にも廃棄物の処理及び清掃に関する法律にも違反していたことが明らかになりました。立野区画整理事業においても、虚偽記載という重大な違法行為が発覚したばかりです。市民に対する謝罪と説明、また繰り返される違法行為に対する責任の所在を明らかにすることを厳しく求めます。

3市共同資源化施設の建設は、最終的には市民の合意が得られなければ再検討すべきと市長は繰り返し答弁しています。プラスチックの圧縮による環境、健康被害の懸念は払拭されておらず、周辺住民の反対の意向は明らかです。現在地での施設建設計画は撤回すべきです。

農林業費では、農業は基幹産業と位置づけられる重要な産業です。今年度の予算では一般会計に占める割合

は0.2%とわずかです。基幹産業にふさわしい予算を組むことを求めます。

社会教育費では、中央図書館が設けているレファレンスの夜間開館の再開を求めます。

警視庁グラウンドと未利用地の問題では、ことしグラウンドを使った少年サッカー大会が行われました。グラウンドの市民利用の拡大を図ることを求めます。また警視庁未利用地についても、市民利用の実現を求めます。

学校教育では、学校等の耐震化は平成24年度を目標に進められていますが、早期の耐震化の実現を望みます。また少人数学級を早期に実現させ、子供たちが伸び伸びとした行き届いた教育を進め、先生の負担を軽減する改善が必要です。教育環境の整備を要望いたします。

経済不況の進展とともに国、東京都は、地域活性化・生活対策臨時交付金や雇用対策の財源措置を講じました。東大和市は、地域活性化・生活対策臨時交付金の大半を従来から計画していた施策の財源としてしまいました。この交付金の本来の趣旨を生かし、これからでも市民生活を支える新たな施策に向けるべきです。雇用対策の財源措置も生かしながら、喫緊の保育園や学童保育の待機児解消や学童交通擁護員の復活など、市民生活を支える真剣な取り組みを求めます。

国民健康保険事業特別会計について述べます。

国民健康保険は、第1に国民皆保険制度としてセーフティーネット的役割を果たしています。第2に国保加入者は、低所得者層や無業者層など所得水準が低い被保険者で占められています。国民健康保険会計は構造的な脆弱性を持つものです。国が国庫支出金を長年の中で削減してきたことが、国民健康保険会計を困難にしています。国庫支出金の削減は、国が負わなければならないセーフティーネット、つまり国民皆保険制度をみずから壊すことにもつながります。国民皆保険制度を守ることを求めます。今でも高過ぎる国保税を課している国保加入世帯に矛盾をしわ寄せすべきではありません。

介護保険事業特別会計について述べます。

介護保険は要介護認定の新方式の導入に伴い、利用者から聞き取り調査をする際使われる認定調査員テキストの項目を減らすものです。これによって全介助から自立へと変更され、症状の重い利用者のサービス利用を制限するものです。この認定によって介護度を軽度で判断することは、利用者の日常生活に深刻な影響を与えるものです。国の負担を市長会も求めているように当面5%ふやし、さらには計画的に5割に戻し、利用者が安心して必要な介護を受けられるよう抜本的な改善を求めます。

後期高齢者医療特別会計について述べます。

制度は毎年増大する高齢者の医療費の抑制をねらったものです。国民健康保険制度から外し、別建ての新たな後期高齢者医療制度をつくるものです。75歳を境に差別医療を——高齢者医療制度は廃止すべきと考えます。

以上で討論を終わります。

〔1 番 吉野 孝君 降壇〕

〔19番 御殿谷一彦君 登壇〕

○19番（御殿谷一彦君） 公明党、御殿谷一彦です。私は公明党を代表して、平成21年度東大和市一般会計及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの6特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

昨年の米国の金融危機に端を発した世界経済不況の中で、日本経済は極めて深刻な状況にあります。特に輸

出の大幅な減少、それに伴った生産の極度な縮減と雇用の急速な悪化に加え、個人消費が冷え込み、さらなる生産縮減という負の連鎖に陥っています。

こうした非常時に、国は2008年度第1次、第2次補正予算、2009年度予算、税制改革と、3段階にわたって総事業規模75兆円の切れ目なき総合経済対策を打ち出しております。東大和市でも、これら国、そして東京都の対策及びその財源を活用し、早急に、そして着実に各種事業を進めていかなければなりません。

平成20年12月の東大和市国民健康保険税の改定案において、低所得者への負担軽減措置を拡充し、国や都からの補助金を増額確保し、約2億円以上の大きな財源確保が見込まれる案が否決されました。経済状況がますます悪化する中で市民税収入は減少し、国保会計への繰り入れが膨らみ、自主財源が減収の中で健全な財政運営は大変に厳しい事態に陥っています。

そのような状況にあっても、学校耐震化の推進、妊婦健診5回から14回への拡大、乳がん検診の対象人数の200人増の拡大、小・中学生の医療費助成の大幅な拡大など、市民生活に密着した新規事業も着実に推進すべきです。市議会での政治的な争いに市民生活を巻き込むことは許されません。今こそ市政においても間を置かない素早い対応が求められております。

まず、一般会計予算について申し上げます。

今回は公明党の提案を取り入れ、経常経費については枠配分の手法で予算編成がなされ、一定の歳出の抑制に取り組みながら、今ある財源での施策推進が行われました。さらに政策的経費については、要否を絶えず検証し、当初の固定観念に縛られないで、行政評価の手法を取り入れ積極的に情報公開をしながら事業を進めるべきであります。特に職員人件費の削減については、大変に痛みを伴う厳しいものとなりましたが、それによって捻出された財源は市民生活を守るために有効に活用しなくてはなりません。公明党が主張している民間活力活用、民間委託推進により経費削減が進められました。今までの民間委託事務のノウハウを生かしながら、必要な分野にさらに拡大することを求めます。

個別事業について申し上げます。

まず、総務費について申し上げます。

防犯対策事業については、今議会において公明党が強く制定を求めてきた生活安全条例の制定がなされました。自治体主体による犯罪のない地域づくり、子供の安全安心のための地域づくりを進めなければなりません。条例がスタートする本年を「安全安心のまちづくり元年」として、既に導入している青色回転灯パトロールカーや安全安心情報メールサービスをさらに積極的に活用しながら、市が主体的にその責務を果たすとともに、市民ボランティアと協働した安全安心のまちづくり事業に積極的に取り組むことを期待します。

また都市計画道路3・4・26号線の工事完了に伴い、青梅街道、特に東大和市駅前の交通状況が変わります。当市の表玄関である東大和市駅周辺の交通安全対策、防犯対策のため、東大和市駅前交番の早い実現を求めます。

市民会館事業について、市民会館の指定管理者制度が始まり、総合的に経費が削減されます。市民へのサービス維持向上がなされるように、市側の管理も怠らないように求めます。

平和事業については、平和広場での平和市民のつどいは終戦記念日の行事として定着し、好評をいただいています。今後も継続していくために、市民団体との連携を進めていただきたい。

電算事業について、基幹システムの更改は大きな予算を必要とする事業です。今後の事務合理化、人件費削減、市民サービス向上に必要な事業です。開発管理手法を検討し、最小の費用で最大の効果を上げていただき

たい。

次に、民生費については、義務教育就学児童医療費助成事業において、小・中学生の医療費助成の大幅な拡大がなされたことを評価いたします。

子ども家庭支援センターの活動に大いに期待します。先駆型センターとして、さらなる体制の充実を図っていただきたい。

衛生費については、妊婦健康診査が5回から14回に拡大されました。少子化対策として、母子の健康を守る対策として有効な施策です。制度更新時にまたがる方々へも十分な説明を心がけ、サービスを徹底していただきたいと思います。

乳がん検診が450人から650人に検査人数が拡大されました。日本人の死亡原因の首位であるがんに対する対策が進んだことを評価いたします。受診率の向上とさらなる受診内容の充実に努めることを要望します。

容器包装プラスチックごみ分別収集の市内全域拡大が開始されます。資源の有効活用が推進されます。市民の協力が不可欠です。分別の定着に努めてください。

農林業費の農業振興対策事業について、新たに農産物直売所マップがつくられます。内容をよく検討し、地元農産物の消費拡大への宣伝活動が進むことを求めます。

ファーマーズセンターについては、農業振興のため、さらに産業振興に役立てるよう有効活用の施策を求めます。

土木費のコミュニティーバス運行事業費について、コミュニティーバスのルート拡充が決まり、新堀、清原、桜が丘、芋窪などの市民ニーズの高かった新たなルートでの運行が期待されます。利用客をふやすため工夫をお願いします。新装された多摩湖堤防周辺への集客手段として宣伝するなどの検討を求めます。

教育費の小学校及び中学校環境整備事業費について、国、東京都の補助金を活用し、前倒して校舎の耐震工事が始まったことを評価します。工事が集中して大変ですが、スケジュールどおりに進めてもらいたい。また全校舎が早期に対応完了するよう進めていただきたい。また第三中学校の体育館雨漏り改修工事などが進められていますが、その他の学校施設、環境整備も進めていただきたい。

放課後子ども教室推進事業費について、新規2校、計5校となりました。中身の充実とともに、さらに拡大を進めていただきたい。

スクールカウンセラー増配置事業については、中学全校配置を契機に、小学校への十分な対応も考慮した対策の検討を求めます。

教育委員会運営費について、教育委員会の事業内容、議事録等の委員会の情報の公開を進めるよう求めます。次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

保険税は8,200万円の減収、繰入金は約10億円と、このままでは今後繰入金の増加が懸念されます。一般会計予算の調整による繰入金で賄うことで対応していますが、市民の負担と受けるサービスの最適化の検討を進めていただきたい。また補助金の確保の努力を求めます。

下水道事業特別会計については、減価償却期間に借入れ期間を合わせた資本費平準化債の活用、借入れ金利を軽減させる公的資金保証金免除繰上償還借換債の活用がなされており、これにより歳出を削減し、一般会計からの繰入金を抑えられていることを評価します。今後とも事業の円滑な推進を求めます。

介護保険事業特別会計については、介護保険ボランティア制度の導入などで介護予防の充実を力を入れることを求めます。またサービス利用者が不利益をこうむることのないように、介護サービス事業者へのしっかり

した監視、監督を求めます。

後期高齢者医療特別会計については、世界に誇れる国民皆保険制度を維持し、事業が円滑に推進できるよう関係機関への働きかけをお願いします。

以上、平成21年度東大和市一般会計及び6特別会計予算について、公明党の考えについて述べさせていただきました。私たち公明党は、市民生活を守るための予算の執行には賛成します。

この予算を使って、市長以下市職員の皆様お一人お一人が真剣に市民生活を守る立場に立って、公務員として奉仕の精神を遵守し、一つ一つの事業を着実に実行していかなければ、予算を生かして生活を守り、支えることはできません。ここ数年の市政を取り巻くさまざまな事件、事故に対して、市民から大変に厳しい目を向けられております。市財政の厳しい状況や国保会計の状況、そして国保税改定の必要についても、まだまだ市民に対して丁寧に積極的に発信し、説明をしていかなければなりません。その責任を果たすのは尾又市長の仕事です。市長自身がリーダーシップを発揮しなければ、市民の信頼を勝ち取ることはできません。

私たち市議会議員一人一人も市民から選挙で負託を受けた議員として、常に市民の生活を守るために責任ある判断と行動が求められています。今私たちのなすべきことは何か、何のための議員であるのか、常に市民の立場に立って何が一番大切なのかということを実際に悩み、行動していかなければなりません。

私ども公明党市議員団は、どこまでも市民生活を守り、大衆の側に立つ政治の実現を目指して行動していくことを改めて表明し、討論を終わります。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

○議長（佐村明美君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[22番 二宮由子君 登壇]

○22番（二宮由子君） 22番、二宮由子です。民主党を代表いたしまして、平成21年度東大和市一般会計予算及び東大和市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

今定例会の代表質問において、まず私どもは尾又市長の市政運営に対する基本姿勢と覚悟、財政悪化に対する責任のとり方を伺いました。これに対し市長は、第3次行政改革大綱、元気な東大和再生プランを着実に実施し、財政の健全化を実現することにより市長としての責任を全うしたいと御答弁されました。政治家とはみずからの職を賭して事に当たり、いつでもみずからの腹を切れる侍なのではないでしょうか。私どもが考える政治家の責任のとり方とはほど遠いお答えに失望を禁じ得ませんでした。

次に、予算特別委員会における総括質疑において、この予算書の意味するところは、さきの定例会における国保税改定に反対する私どもの討論のお答えであると理解してよろしいのか伺いました。これに対し市長は、職員ともども汗をかき一生懸命つくったと御答弁されました。知恵を絞り、汗をかき、予算案を一生懸命つくり上げたのは職員だけなのではないですか。それにこの予算書がさきの討論に対するお答えであるならば、非常に中途半端なものであり到底納得できる内容ではありません。

財源確保の方法としての財政調整基金の取り崩し、臨時財政対策債の発行など、何年も前から慣例的に行われており、今後は投資的経費の見直し、徹底的な既存事業のスクラップと凍結を行うべきと、私どもだけでな

く多くの議員が求めました。しかしながら21年度予算は、もうこれ以上びた一文カットできないほどの努力がなされているとは思えず、財政の健全化を実現できる予算立てとも思えません。市政をあずかり十数年その座にあり、ここ数年たかだか4%の給与カットをしているだけで、この不況下、大変な暮らしを余儀なくされている市民の納得が得られるとお思いなのでしょうか。その上、国保税の値上げを行うことで市民に負担を強いるのは筋が通りません。自治体の財政状況の悪化を世界同時不況、国や都という外的要因のせいにするのは簡単ですが、その自治体の最高責任者の責任はいかがか。政治は結果責任であり、厳しい財政運営に陥った責めを負うべきは一義的に為政者たる市長であります。

3市共同資源化施設や（仮称）総合福祉センターの問題にしても、予算書に載っているから建設は既定路線だろうと議会に促されるまで、みずからの手でつくられたはずの予算書に対し、まるで人ごとのように住民の同意が得られなければ建設は再検討すべきなどと耳ざわりのよい言葉を繰り返す姿勢には、21年度予算に対する市長の覚悟が全く感じられません。市財政の悪化を世界同時不況のせい、国のせい、都のせいにし、あげくの果てにはみずからの施策にまで市民のせいにするおつもりなのでしょうか。市長の市政運営に対する基本姿勢と覚悟、財政悪化に対する責任のとり方に納得できない限り到底賛成できるものではありません。

以上です。

〔22番 二宮由子君 降壇〕

〔6番 中村庄一郎君 登壇〕

○6番（中村庄一郎君） 新政会、中村です。新政会を代表し、平成21年度東大和市一般会計ほか6特別会計予算につきまして賛成の立場で討論をいたします。

世界的な金融危機によって、日本におきましても実体経済が一段と悪化している状況にあります。政府は深刻な経済危機に対応するため、本年度の補正予算や来年度の予算、税制改正を通じて大規模な景気対策を講じていますが、景気回復に至るのはいつのことかと憂慮しているところであります。また急速な景気低迷により、多摩地区の市町村の財政も厳しい状況に陥っております。新年度予算は基金の取り崩しや市債の発行で何とか編成している状態であると報道されているところであります。

さて東大和市の予算編成であります。市長が施政方針で厳しい財政運営を余儀なくされている状況にあるが、緊急に要する事業の実施や新たな行政需要に対応するため、第3次行政改革や元気な東大和再生プランの取り組み項目を着実に実行し、財政構造の改善を図ることの決意を示されておりますが、その内容が予算に十分反映されていることは評価に値するものと考えております。財源不足の中、御苦労されたことと思います。改めて市長を初め職員の皆さんをねぎらいたいと思います。

それでは、それぞれの会計につきまして申し上げます。

まず、一般会計であります。

歳入につきましては、急激な景気後退の影響を受け市税は3.6%の減となっており、特に市民税法人は約4億3,000万円弱の大幅な減収を見込んでおられます。個人市民税とともに引き続き徴収の努力に努めていただきたいと思います。

一方、地方交付税や市債における臨時財政対策債は、税収の減に伴い増額となっているようではありますが、全般的な状況はさらに厳しくなっていることが伝えられております。今後も歳入の確保に特段の努力をされることをお願いをいたします。

次に、歳出であります。元気な東大和再生プランの主要事業予算化ができたことや、経常的経費に対して

は予算の枠配分に取り組み、市民サービスの向上のための諸施策を計上されたことを評価したいと思います。しかし長期にわたる財政構造の安定化を図るためには、より一層の厳しさが求められ、この点十分な配慮をお願いいたします。

総務費では、生活安全条例の制定に伴い協議会の設置経費が計上されましたが、一層の安全で安心なまちづくりに努めていただきたいと思います。また本年1月から戸籍事務の電算化がスタートしましたが、窓口の効率化やサービスの充実に寄与されることを期待しております。

民生費では、義務教育就学児の医療費助成が21年10月から拡大されることや、次世代育成支援計画の算定経費が計上されていますが、今後も子育て世代への支援にさらなる配慮をお願いいたします。

衛生費では、妊婦健康診査の公費負担が現行の5回から14回に拡大されていることは、妊婦が安心して妊娠、出産できる準備を支援することになりますので、効果が期待され、評価をいたします。またプラスチックごみの分別収集を市内全域に拡大し実施することは、環境型社会への対応に寄与でき、ごみ減量とリサイクル化に役立つことを期待しております。

商工費では、市内商業の活性化を図るための施策として、商店街活性化事業補助金や市内商業販売促進事業費補助金等が計上されましたが、円滑に活用されるよう努力されることをお願いをいたします。

土木費では、他市に誇れる緑の保護、保全のための狭山緑地の公有地化予算や快適なまちづくりを進めるための都市計画道3・5・20号線の用地買収経費なども引き続き計上されました。一層の事業推進をお願いをいたします。

消防費では、災害対策用備蓄コンテナが整備されることや、市長会の助成により家具転倒防止用器具等の支給がされることは、いつ起きても不思議ではない災害に備えるための重要な準備であります。さらなる対策の推進をお願いをいたします。

教育費では、学校校舎の耐震補強工事や耐震二次診断調査などの予算が積極的に計上されました。当市の耐震補強工事は三多摩でも最もおこなわれていると聞いております。国、都の財政援助を有効に活用し、早期に耐震化を進めて安心な学校環境にさせていただきたいと思っております。また小学校への少人数学習指導員の全校配置やスクールカウンセラーの配置は、学校教育の充実に必ず役立つものと思っております。有効に活用されることをお願いをいたします。

特に特別会計であります。国民健康保険事業特別会計は市民の医療を担う事業であります。財政的には毎年大変御苦労されていることと思っております。昨年の12月提案された国保税の改定が見送られたことから、21年度の予算は一般会計からの赤字繰入金を増額して編成されたようであります。しかしこのような方法では国保会計、一般会計、いずれも健全な財政運営を行っているとは言えません。国民健康保険税の適正な負担や制度の見直しを行い、国や都に対しても引き続き改善要望されるようお願いをいたします。

次に、下水道事業特別会計であります。引き続き必要箇所の整備や維持、管理の充実に努められ、快適な生活環境の推進に努めるようお願いをいたします。

次に、土地区画整理事業特別会計ですが、建築物等移転補償費や都市計画公園等の整備工事を予定されておりますが、引き続き努力され、事業の早期完成を期待しております。

次に、介護保険事業特別会計についてであります。平成21年度は第4期介護保険事業計画のスタートの年度に当たります。高齢者の方々が安心して介護サービスを受けられるよう、事業の円滑な実施に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。この医療制度は2年目になるわけであり、高齢者が安心して医療を受けられるよう、東京都後期高齢者医療広域連合や、その他の関係機関と十分な連携のもと円滑な業務に努めていただきたいと思います。

最後に、市の財政運営は本当に厳しい状況にあります。我々議会もその認識に立ち、健全財政に向けてさまざまな提案、意見を市に対して厳しく述べていく所存であります。市におかれましても市長を中心に全員が一致しまして、そして懸命にこの難局を乗り越えるようさまざまな努力をされるよう要望いたしまして、新政会の平成21年度一般会計ほか6特別会計についての賛成の討論といたします。

〔6番 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（佐村明美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔10番 小林知久君 登壇〕

○10番（小林知久君） 10番、小林知久です。政策の会を代表し、討論いたします。平成21年度一般会計予算案に反対の立場から、その他の6特別会計予算案に賛成の立場から討論いたします。

2007年ごろから見えていた景気後退の影がいよいよ本格化してしまいました。人口増加も手伝って増収が続いていた市民税も、しばらくの間減収が続くことが予想されます。今から思えばこの三、四年は東大和市の財政にとってはしばしの猶予期間でした。この猶予期間に財政調整基金を減らし続ける行財政運営を転換し、将来展望を描いた上での未来への布石をしておきたいところでした。今後しばらくは頑張って支出を削減しても、その努力を上回る収入の減少となる可能性があります。市民負担をお願いしようにも、今まで以上に理解を求めるのが厳しくなってきます。過去の負の遺産をいまだに清算できていない東大和市にとって非常に厳しい局面、正念場を迎えていると私は認識しています。

私は、東大和市はちゃんと努力をすれば、皆がうらやむ日本一のまちの一つになれると確信しています。おいおいさすがにそれは無理だろうと言われても、いやいやああしてこうすればいけますよと本気で思ってきました。しかし本音を言えば、今少しづらついています。景気後退局面での行政効率化を市民は許してくれるだろうか。老朽化した施設が限界を迎えるときに、その建設投資に市財政は対応できるだろうか。今後くる高齢化のピークに向けて、福祉施策の整備は間に合うだろうか。子育て施策、学校整備のおくれで人口流出はしないだろうか。コミュニティーの支え手が高齢化し疲弊したとき、若い人が手助けに参入してくれるだけの市政への信頼感を維持できているだろうか。私自身もともとそう悲観的なタイプではありませんが、最近はどう手おくれになっているんじゃないかという不安ばかりが胸に去来します。

今回一般会計予算に反対する理由を具体的に挙げれば、福祉センター建設への疑問、学校校舎の活用が進まないことへの疑問、廃棄物行政の停滞と非効率性への疑問、政策と政策の有機的なつながりのなさをもたらす低い政策効果への無策への疑問、既存設備、施策の統廃合ができていないことへの疑問などが挙げられます。しかし一番大きな理由は、これらの重要施策を含めた市政運営において市長が持つべきバランス感覚と危機感、スピード感が失われていることです。市長たるもの常に市民全体を見る視点であってほしいと思っております。尾又市長は目の前にいる人、声の大きい人や団体の意見に傾き過ぎているのではないかとお見受けします。そ

の向こう側にいる声なき声、サイレントマジョリティーも意識すべきです。

尾又市長は市民サービスを低下させないという言葉を多用しておりますが、それはそのサービスが市民ニーズにマッチしているときのみに生きてくる言葉です。本当に市民ニーズにマッチしているかという絶えざる確認作業が足りていませんし、市民の考えがときに応じて変化するという認識がありません。10年前の施策を全く同じように行えば、その効果は必ず通減していきます。新しい市民ニーズに沿った、新しい市民を開拓するための前向きな施策の展開がおこなわれていると私には見えます。最低限、利用の低下しているサービスは別の施策にシフトすべきです。でなくては将来の東大和市を担う人々の心が離れていってしまいます。

私は市の職員の方々が、現場で市民の生活に直面しながら得てきている経験は非常に貴重であると思っています。その意味で行政の力を信じていますし、行政の皆さんを信頼したいとも思っています。一方で人間ですから、新しいことやまだ見ぬものへのおそれがあるのもわかります。失敗が許されないという縛りの中で足がすくむこともあるでしょう。しかしながらそれでも訴えたいのは、今や何も変えないで現状維持でいることのほうが、皆さんにとってのリスクが高くなっているということです。これはもう毎年繰り返していることです。ゆっくりとした歩みで不作為を問われるよりも、歩みを速めて結果出てきた不満に対応するほうがはるかに生産的と思われます。理念を常に点検し、信ずる部分を決めたら恐れずに変えてみてください。ほんの少しみずからの後ろ向きな心を捨て、一日一歩前進してみてください。

私たち政策の会は、勇気を持って前に進む行政の皆さんは応援したいと思っています。また議会も市民も、そういった皆さんは必ずや応援すると思います。現状私には行政の皆さんが高い理念を持ち、最大限努力しているようには見えません。1年を何とかしのいで、予算が何とか組めればいいという気持ちにとどまっているように見えます。どうせやっても伝わらないだろうと投げやりになっているようにも見えます。そこが残念ではありません。

地方自治体はいまだ国に対して弱い存在です。国の制度改革の波に翻弄され、景気の波にも翻弄される。であるからこそ日常の努力でぜい肉を落とし、筋肉質の体で波を軽々と乗り越えてしまう余力を持ちたい。多様な市民と直面する市役所だからこそ、誇りを持って国に物を言える市民のための防波堤でありたいと願っています。夕張市は総務省の手で改革を進めています。私は東大和市は東大和市の人の手で、議会や行政の力によって改革をしたいと思っていますし、未来永劫自立したまちであってほしいと思っています。

私たち政策の会の個別の政策提言は、一般質問や予算特別委員会で言及していますのでここでは触れません。昨年来幾つかの点では市側に私たちの主張を酌んでいただき、前向きにとらえられる市政の兆候も感じています。ですが予算や計画に反映していただかなくては、兆候としか考えられないのも事実です。

また議会や市民との一定の合意形成の努力なくしては、議会答弁も絵にかいたもちの域を出ません。この点の改善を希望します。

あわせて議会議決を無視した施策実行が多過ぎることにも、ここで苦言を呈しておきます。全員協議会での説明は正式な手続ではありません。必要ならば条例化したり、条例でなくとも議決を求めることは可能です。市のスケジュールを優先し広報などを先行させ、議決に当たっての無形の圧力をかけている現状は、議会権能の著しい低下を招きます。議会も市長と同様、住民代表の機能を有しています。その議会が軽視されているのではないかという疑念に対しては、一議会人として心から憂慮いたしますし、市民のためにもなりません。改善を望みます。

私たち政策の会は、来年度も施策の効率化と同時に未来への布石となる提案をしてまいりたいと思っています。

す。市にあっても、マイナスを埋めるだけでなくプラスを生み出す予算案が来年提案され、市民に希望を与える市政に転換されることを切に望み、討論いたします。

[10番 小林知久君 降壇]

[4番 粕谷久美子君 登壇]

○4番(粕谷久美子君) 4番、粕谷久美子。平成21年度東大和市一般会計予算及び東大和市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論します。

初めに、一般会計についてです。

金融危機の影響は急激に広がり、生活への影響を考えずにはいられない状況はますます進んでくるものと考えます。市長の施政方針での市民の目線に立ち、現場主義に徹した、市民本位の開かれた市政とありましたが、財政難を盾に新しい施策に取り組みないまま、ますます行き詰まっています。例えば農業者への支援では、農業ボランティアや農業者育成、子供支援においては保育園の待機児が146人もいる現状、地球温暖化対策、リサイクル施策など行政だけではできない、市民と協働なくしてはできない仕組みが確立に向けて進められていません。また暫定リサイクル施設の解体に市民の税金である多額の費用を投入していくことや、新たな建築について、違法建築についての数々の不手際に対し新聞報道や議会での釈明にとどまり、市長みずからの明確な市民への説明や謝罪がないまま現在に至っています。市民本位の開かれた市政とは思えません。

国民健康保険事業特別会計については、市民に十分な説明もないまま、昨年19%引き上げの大幅な改定提案をされましたが否決され、暫定で一般会計から繰り入れることになり、ますます一般会計が逼迫する大きな要因になっています。さらに国民健康保険税の賦課における固定資産税共有分の賦課課税ミスなど、市長みずからが市民への丁寧な説明が不足していることを認識してほしいと思います。

以上のことから、平成21年度東大和市一般会計予算及び東大和市国民健康保険事業特別会計予算に反対します。

[4番 粕谷久美子君 降壇]

[5番 長瀬りつ君 登壇]

○5番(長瀬りつ君) 5番、長瀬りつです。21年度一般会計予算に反対の討論をいたします。

多額の借金と前年度やっとな積み増しをしたわずかな貯金を取り崩して何とか21年度の予算は組めました。それもたまたま国が地方財政対策として地方交付税や臨時財政対策債を増額したからであり、財政難の当市にとっては一息つけたのかもしれませんが、今回の国の対応は特例的な措置であり、赤字国債を増発する国の財政はさらに悪化する中で、22年度以降もこのような措置が続くという保障はありません。

また平成20年の不況が今後地域経済にどのように影響してくるのか、個人市民税に頼る市は、企業収益の影響が個人の給与などにあらわれる後の市税への影響など大変気になるところですが、それに対して自治体はどのようなことを考えていかなければならないのか、今すべきことは何なのかが何ひとつ示されない予算案でした。

地方分権が進み、自治体の権限は拡大していても、地域経済の問題に有効に対処し切れておらず、市民生活が一層厳しくなる見通しのこういう時期だからこそ、信頼される市政の腕の見せどころなのですが、年間1,400万円もかかる市長公用車の経費や行き先のわからない運行記録、補助金支給団体への市長交際費のさらなる支出など、あくまでも現状を変えようという姿勢さえ見せず、毎年と変わらない予算案、危機感のない市長の施政方針、健全財政にどうやって転換するのか、そんな提案も抜本的な見直し策も示されることなく、予

算さえ通ればいいという市長の態度では、到底東大和市の子供たちに明るい未来を示すことはできません。説明にならない説明を繰り返し、市政運営に全く意欲を感じられないこのような予算案を認めることはできません。

以上です。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

[15 番 関田正民君 登壇]

○15番（関田正民君） 15番、関田正民です。一般会計予算に反対の討論をいたします。その他の予算は賛成いたします。

反対理由でありますけど、予算編成に危機感または財政運営に対して危機意識があらわれていないことです。地方財政法では財政の健全性の確保と見地から、決算上剰余金、繰越金が出た場合には剰余金のうちの2分の1を下らない金額を積み立てるか、地方債の償還の財源に充てなければならないという規定としています。財政調整基金条例にも同様のことが書かれています。今回の私の一般質問に対し、財政課長は本来的には法の規定に沿って決算剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てるとか、地方債の繰上償還に充てるという規定になっていることは十分承知しているところですが、決算上難しい、との答弁をいたしました。違法なことは十分承知しているが、積み立てるお金がないということでしょうか。法律どおりにはいかないということなんでしょうか。しかし東大和市は黒字だと言っています。黒字なのにお金がなくて法律どおりに積み立てができないということはどういうことなんでしょうか。当市では地方財政法違反をしているかと思います。このような状態が今でも続けられているということは、東大和市の財政規律は失われているということです。

行政の行うことは、その前提として法律や条例などの規定に基づいて行われるものではないでしょうか。違法であるとの説明もなく、事を知ってしまった以上放置することはできません。私の一般質問においても、その違法性に対応する対処法も示されず、ただ決算上難しいの一言で終わっています。議会は条例などの規制を求める自律機関です。議員として現在の違法な状態を放置することはできません。今後の対処法を示すことを求めます。

また、この予算を見ても危機意識が全く感じられません。現に経常収支比率が100.4%になりました。100%を超すということは、非常に危険な地域に入ってしまったということです。例えば一つの例を挙げれば交通安全協会、防犯協会——武蔵村山市と東大和市、二つの市にわたり、また東大和地区だけの予算も出している。生まれた子供にまで何十円の予算をつけ、何ら何十年と変わらないことをやっている。本当に危機意識があるのかどうか。私はあえて反対をするのは、すなわち徹底した聖域なき見直しをしなければならないということです。反対が野党、賛成が与党、そんなことじゃないんです、今の東大和市の現状は。何人かの議員の方も言っているとおり、本当に今最低の経営状態なんです。そのことをもう一度予算を見直し、そのために私は期間を与えるために反対をいたします。もう一度予算を見直し、明るい東大和市に向かって、またするために、家庭のお金だと思い、自分の小遣いだと思い、聖域なき思い切った見直しをすることを強く要望いたします。

それから各委員の月額報酬も条例を変えればいいことであり、総務部長は条例ですから変えませんというような答弁がありました。そういうことを言っている以上、この東大和市の財政は決して明るくなりません。本当に本気で危機感を感じているなら、また危機感を持っているなら、徹底した——何度も言います、徹底した見直しをしない限りこの東大和市の立ち直る道はありません。

討論といたします。

[15番 関田正民君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第1号議案 平成21年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第2号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第3号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第4号議案 平成21年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第5号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第6号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第7号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。（大后治雄議員「議長、休憩」と呼ぶ）

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時50分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（佐村明美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 先ほど議会運営委員会を開催し協議を行いましたので、協議の内容について御報告を申し上げます。

先ほど本会議の途中、予算案に対する討論の後採決を行いました。採決の後に大后治雄議員のほうから休憩の申し出があり、議会運営委員会の開催の申し出がございました。

議会運営委員会の中で、その大后治雄議員から開催の申し出の趣旨について御発言をいただきましたところ、先ほどの関田正民議員の討論の後に退席をされたことに対して、討論の内容と態度表明が異なっているのではないかと、議会運営上問題があるのではないかと指摘がなされました。

この件につきまして各議員から御意見をいただきました。

討論の内容と態度表明が異なることは責任がな過ぎるのではないかと御指摘がありました。また会派の代表である限り会派としての対応はとるべきであり、道義的問題が残るのではないかと御指摘があり、また

他の委員からは、討論の信頼性にかかわる問題なので、今回のような行動は慎んでもらいたいとの指摘がありました。また他の議員からは、今回のことは議会運営上の問題であり特に問題にすることではないのではないか、市民の判断を仰ぐということによいのではないかと御指摘があり、また他の議員からは、討論と態度表明が違うことは討論を軽んじている、猛省を促したいとのそれぞれの委員から御意見をちょうだいいたしました。

この件について関田正民議員に、それぞれの委員の御意見について御本人の発言を求めたところ、関田正民議員より今回の行動についてはおわびをしたいと、今の御指摘を受けとめて今後の議会運営については気をつけたいということで陳謝の意向が示されました。

議会運営委員会といたしましては、御本人から陳謝の申し出があり、それを議会運営委員会としては確認をしたということで、直ちに本会議を再開することといたしました。

以上をもちまして議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。議長においてよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第15 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第15 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正点は2点あります。1点目は、別表の零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改正するものがあります。2点目は、生活安全協議会委員の報酬の額を定めるものであります。

内容について御説明申し上げます。

最初に、「別表零歳児保育指定保育園嘱託医の項中「51,540円」を「50,500円」に改め、」とするものであります。これは東大和市医師会と協議した結果、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額を改正するものであります。

次に、「同表国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。生活安全協議会委員 日額9,000円」とするものであります。

これは今定例会に御提案させていただいております第9号議案 東大和市生活安全条例の制定に伴いまして、東大和市生活安全協議会を設置することから、生活安全協議会委員の報酬の額を定めるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成21年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第16 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することとされたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 議第1号議案 消費税の税率引き上げに反対する意見書

○議長（佐村明美君） 日程第17 議第1号議案 消費税の税率引き上げに反対する意見書、本案を議題に供し

ます。

提案理由の説明を求めます。

[2 番 西川洋一君 登壇]

○2番(西川洋一君) ただいま議題となりました議第1号議案 消費税の税率引き上げに反対する意見書について、提案説明を行います。

年々市民の所得が減少し、市民生活は厳しくなっています。こうしたとき、政府は消費税引き上げをしようとしています。一方国民は、日経新聞、毎日新聞の調査でも、政府・与党の消費税増税方針に67%が反対をしています。消費税率の引き上げが現実のものになる前に、これをとめるために、東大和市議会から消費税引き上げに反対する意見書を提出しまして、市民の声を政府に届けようとするものです。ぜひ皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

それでは、その意見書の内容を読み上げて提案をいたします。

消費税の税率引き上げに反対する意見書。

政府は、平成21年度税制改正法案を強行しています。最大の問題は、法案の附則に、2011年度までに消費税を含む税制の抜本的な改革を行うための法制上の措置をとると明記したことです。雇用がますます不安定になっているなかで、消費税の増税を打ち出したことは国民の不安をいっそう増幅させ、冷え切った内需に冷水を浴びせる結果となりました。アメリカ発の金融危機と言われながら、日本のGDPはアメリカをはるかに上回るマイナス12.7%となりました。小泉内閣以来の8年間だけで年間13兆円の大負担増を国民に押し付け、外需頼み一辺倒の経済運営を進めてきたことが最大の原因です。そこへさらに消費税の大増税を行えば、日本経済に大きな打撃となることは明らかです。

年金財源のためと言って年金課税など高齢者への大増税を行ないながら、同じ理由で消費税増税を行うなど、欺瞞に満ちたやり方です。消費税は所得の低い人ほど負担の重い、逆進性の強い福祉破壊税にほかなりません。

福祉のためと言われながら、消費税導入後、福祉は後退と負担増の連続でした。消費税収のほとんどが大企業減税の財源とされています。国民の多数が消費税増税に反対しているのは当然です。

政府が国民の意思を真摯に受け止め、消費税の増税でなく、大企業、大資産家優遇税制の是正など民主的税制改革と軍事費などの無駄遣いにメスを入れ、所得課税最低限の引き上げなど福祉の充実をはかるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

こういうものであります。ぜひ皆さんの御賛同をお願いします。

○議長(佐村明美君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番(中間建二君) 御提案につきまして何点かお尋ねをしたいと思います。

まず今の提案理由と意見書の案文を伺いますと、消費税の大増税が決まっているというような御発言のように受けとめましたが、私は消費税の大増税が行われると決まっているという認識はないんですけれども、そのようなことが、何を根拠に消費税が大幅に増税をされるということの御趣旨を述べられているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから意見書の文面を見ますと、消費税は大企業減税の財源となっていると、このように述べられておりますけれども、これも消費税はたしか目的税ではないので、消費税が大企業減税の財源になっているという根

拠を私は伺ったことはないんですけども、どういう根拠を持ってこのように言われているのか伺いたいと思います。

それからまた文面を見ますと、「消費税の導入後、福祉は後退と負担増の連続でした」と断言をされておりますけれども、これも非常に事実誤認ではないかと思えます。例えば先ほど共産党の皆さんは反対されましたが、先ほど成立した東大和市の予算の中でも、例えば子育て支援のための出産の妊婦健診の14回分の無料化というのは大変に大幅な前進だと思いますし、また義務教育の医療費助成についても、今年度新たに大幅な制度拡充のもとでスタートをするということが先ほど決まったばかりでございます。また東大和市においても、市の独自の財源で小学校入学前の子供の医療費の自己負担分についても市が助成をするということで、その福祉という言葉でくりますと、さまざまな制度拡充がなされているものもたくさんあるわけでございます。それは何を根拠に持って、「消費税導入後、福祉は後退と負担増の連続」と断定をされるのか、このことについて伺いたいと思います。

それから今回共産党さんのほうで、消費税の税率引き上げに反対するというところでございますが、共産党さんとしてはこの消費税そのものを認めるお立場なのか。以前は消費税を廃止ということをおっしゃっていたと思うんですが、引き上げに反対ということであれば現状の税率ではいいという御認識なのか、その消費税の云々ということをおっしゃるのであれば、むしろ消費税廃止ということをお主張されるのかと思ったんですが、引き上げ反対ということの御提案されることの理由についてお尋ねをしたいと思います。

○2番（西川洋一君） 1点目は、消費税増税のルールがしかれようとしているのはお認めになっているということをお認めにする前に、ただ大増税かどうかは決まっていないうというふうな質問だったというふうな受けとめですが、これはこれまでの財界や政府の議論を見ましても、年金財源に充てるとか、あるいは財界筋からは消費税は10%にするという要望も強い、そういう中でのルールができ上がって3年後には引き上げ、ということ全体として判断すれば、大増税の方向に向かっているというのは明らかではないかというふうな思っています。

それから消費税が大企業減税の財源となっているというふうな言っているけれども、それがどこで決まっているのかという意味です。私どもはこれを、これまでの経過を見て、事実上大企業減税に消費税は使われてきてしまったというふうに見ております。現実には政府の資料を見ましても、消費税導入するときには福祉のためとか社会保障のためとか言われてきておりましたけれども、これまで20年間に消費税が国に入ったお金、おおよそ201兆円と言われております。ところが一方、法人3税等の減税などがありまして、それに164兆円というふうな財政の全体の仕組みを見ますと、国の財政が大変だとは言えるものの、国民の皆さんから集めた消費税の大部分はこういう減税のほうに使われてしまったと言っているんじゃないかというふうな思っています。そういう指摘です。

福祉の後退については、これは今質問者のほうからも、国の全体の予算から見れば小さい部分でこういう成果があるんじゃないかというふうな言われました。それは当然あると思えます。それは住民の声、国民の声をやはり全く無視することができず、それは一定の要求を入れて実現していくということはあると思えますが、大きく見れば医療制度がこの間どんどん改悪されてきたというのは、もうこれは質問者も御存じのことと思えますし（発言する者あり）御存じのことと思えます、認めているかいないかはとにかくとしてですね——と思えます。それから、私どもは介護保険制度もその中の大きな部分に入っているかなというふうな判断をしております。そういうことで、制度的に大きく後退しているということは明らかではないかと思えます。

それから最後の点は、消費税を認めるのかどうかと、まあ基本に係る部分ですけども、私たちは消費税そ

のものには反対しますが、現実に今施行されております。もう既に何十年もたっておりますけれども、できればこれはゼロにしたい。これはもう方針です。しかし現状の中でも、さらに引き上げしようということですから、これは私ども廃止という声だけじゃなくて、多少消費税あってもしようがないかなというふうに思っている人でも、やはりこれ以上上げてもらっては困る、こういうふうに思っている人がたくさんおられると思うんですね。先ほど紹介しましたように各新聞社の調査結果を見ましても、反対している人がおおよそ70%近くいるわけですから、やはり私どもとしてはそうした多くの国民の皆さんの声を大事にして、つまり消費税を上げないでください、そういう声を大事にしていきたいと考えているところです。

○18番（中間建二君） 御答弁いただきましたが、結局私事実誤認がやはりあるかと思うんですけれども、意見書の案の中で、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うという今回の附則の文言を取り出されて消費税の増税、大增税ということをおっしゃっておりますが、私も確認のために文言を確認してみました。この文言の中には消費税を上げる、もしくは大幅に上げるということは表記をされておられません。政府・与党の議論の中で、上げたほうがいいという議論があることは私も承知をしておりますが、しかし一方で景気後退からの局面の中では上げるべきではないというそういう意見もある中で、表記では「消費税を含む税制の抜本的改革を行う」という表記になっておりますので、このことをもって消費税を大幅に上げるということが決まったかのような御意見というのは、私は理解ができません。その点についての再度の御認識を伺いたいと思います。

それから大企業減税の財源になっているということは、御本人の思い込みだということがわかりましたので了解をいたしました。

それから「福祉は後退と負担増の連続でした」と断定されておりましたことも、先ほど御答弁いただきましたので、前進していることもあると、進んでいることもあるということをお認めになりましたので、そのことについても了解をしたいと思います。

あと私最後に伺いたいのは、消費税の値上げをすることは決まってはいいんですが、消費税の議論でさまざまある中で、例えば今消費税を上げるかわりに、今回定額給付金のような形で還付金つきの減税を行う、セットでやるというような議論もある。例えば低所得者、恩恵がないところに、消費税が上がった分、20万円現金で還元をすることで低所得者の生活を支えるというような案があるところで提案をされたとか、要は消費税を単に上げる下げるということではなくて、税のあり方の公平性ということで考えれば、その税のあり方自体を考えるということは当然私はあっていいんだと思うんですけれども、何をもって消費税が引き上げられるということを断定をされ、そのことを殊さらにこの意見書として強く提案をされるのか、その点についてちょっと理解ができないもので改めてお尋ねをしたいと思います。

○2番（西川洋一君） 消費税は大增税ということはどこにも書いてないじゃないか、あるいは消費税が上がるかどうかどこにも書いてないじゃないかという御指摘で、それは提案者の思い込みじゃないかと、このようなことで再度認識をというふうに受けとめまして、説明させていただきたいと思いますが、閣議決定の中には「遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」と。なぜここに「消費税を含む」と明記されているのかと。これは明らかに消費税、現状のままでもいいとか、あるいは消費税を下げるかということではないことは明白ですので、これは幾ら上げない上げないと強弁しても、それは当たらないと思います。もし上げるってことがないというのなら、それこそ政府・与党の中では統一した見解を、公明党さんも恐らく上げるべきでないというふうにはっきりと言うと、こんなあいまいもことした閣議決定で進むのではなく。閣議決定、つまりこれには公明党さんの閣僚も入って

いるわけです。そこで決めた問題なんですよ。それが衆議院で、既にこの税制の中身も含む法案も通りまして、参議院では、あるいはきょうあたりその議決があつて、これは民主党さんも反対していますから恐らく否決されるでしょう。そしてまた衆議院に戻して、今の圧倒的多数のもとでの再議決という方向も見込まれているわけです。消費税を上げないというのなら、やはりそのように政府・与党の閣僚で入っているわけですから、明確にそれは言うていただければ皆さんが安心するのではないかと思いますので、ぜひ今質問者のほうの党でもひとつ頑張ってお願ひしたいと思います。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第1号議案 消費税の税率引き上げに反対する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第18 議第2号議案 都立清瀬小児病院の存続を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第18 議第2号議案 都立清瀬小児病院の存続を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 議第2号議案 都立清瀬小児病院の存続を求める意見書について提案を行います。

まず、文面を読み上げます。

今日の小児医療をめぐる状況は深刻さを増すばかりです。小児科が構造的に不採算部門であることや、小児科医の確保が困難であることから、小児科の看板を下ろす病院も増え続けています。

こうした中で、小児科医療体制の中核を担う都立清瀬小児病院の役割はますます重要性を増しています。

しかし東京都は、2001年に発表した都立病院改革マスタープランにおいて、清瀬、八王子、梅ヶ丘の三カ所の都立病院を廃止して府中に統合する計画を発表し、小児医療に対する公的責任を縮小しようとしています。そして現在も、府中の小児総合医療センターの2010年春竣工を目指して、統廃合計画を推進しています。

こうした東京都の計画に対して、清瀬小児病院の存続を求める地域の世論が大きく広がり、17万筆近い署名もすでに東京都議会に提出されています。

異常分娩が激増するもとの、新生児の高度医療を担うNICU（新生児集中治療室）は、多摩地域に100床必要とされています。現在多摩地域に42床しかないNICUベッドのうち6床を担い、年間1万5千もの救急患者を受け入れている清瀬小児病院が依然としてこの地域の小児医療体制に必要な不可欠の存在であることは明らかです。

よって東大和市議会として、東京都に対して都立清瀬小児病院の存続を改めて強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するというものです。

文面にも書かれていますが、この都立清瀬小児病院など三つの小児病院の廃止計画は、もとをただせば2001年に発表した都立病院改革マスタープランに基づいています。このとき石原都知事は「都の財政再建のため」、こう言っていました。しかし現在東京都は、財政再建は終わり、「10年後の東京」を目指して積極的な施策展開をするべき時期だというふうに述べています。しかも昨年10月4日には、脳内出血を起こした妊婦が八つの病院をたらい回しにされ死亡するという事件が起きました。この首都東京でも安心して子供を産めない、安心して子供を育てられない、こういう事態にあることが明らかになりました。この時点で、今なお都立清瀬小児病院の廃止に固執する理由は一つもないと考えます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず、そもそもこの都立清瀬小児病院が存在するのは清瀬市なわけですが、清瀬市と我が市では医療圏が違います。私ども東大和市は北多摩西部保健医療圏で、清瀬市、その他の市は北多摩北部保健医療圏ということで、医療圏が違う中でなぜ東大和市議会においてこの意見書を提案をされるのか。東大和市で提案されるということは、東大和市民への影響ということを考慮されているのか、東大和市民がこの清瀬小児とどういふかわりがあるのか、御認識があるようであればお尋ねをしたいと思います。

それから多摩の小児医療が大幅に後退をすることを御懸念されているようですが、私も東京都の最新の議事録も確認をさせていただきましたが、都議会の議会の議論の中でも、今回の都立病院の統廃合によって影響の出る清瀬小児の周辺でもさまざまな対策がとられている。なおのこと、この集約される府中市での多摩総合医療センターや小児総合医療センターでは、最新の小児救急医療が、都内一番の医療機関となるということが議会の中でも確認をされておりますが、この点についての御認識はお持ちなのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○3番（尾崎利一君） まず都立清瀬小児病院が廃止されることで、東大和市民にどのような影響があるのかということですが、都立清瀬小児病院は、やはりここに年間1万5,000件の救急患者の受け入れ、NICUベッドの6床を担っているというふうに書かれていますが、不採算な高度医療、救急医療、この分野

を受け持つ病院として極めて重要な役割を果たしていると考えています。実際に私もこの清瀬小児病院の存続を求める署名活動などを行っています。東大和市民、そして武蔵村山市民の中でも清瀬小児病院に大変お世話になったという声が聞かれています。それが第1点です。

それから二つ目の清瀬小児病院が廃止をされても、府中市の小児総合医療センターなどによって穴埋めされるのではないかといいことだと思いますが、幾つかその点について説明させていただきますと、一つは昨年10月4日の――先ほど言いましたけれども、八つの病院をたらい回しにされて死亡された妊婦さんの事件がありました。これは最初に受け入れを拒否したのは都立墨東病院、まあ最終的には2度目の要請で受け入れて、この都立墨東病院で死亡されたわけですけれども、ここも平成11年には都立の築地産院、ここには産科医が6名いた。それから14年にはやはり都立の母子保健院、ここには産科医が5名いたわけですけれども、これらを統合して、そういう点では強化されたはずの病院だった。ところが産科医の定数9名に対して、4名しか産科医がいないという状況のもとで、10月4日は土曜日だったわけですけれども、土曜、日曜、祝日は患者を受け入れられないという状況に追い込まれていました。これは東京都の医療費抑制路線によって、都立病院の医師の給与水準は自治体病院の中で最低水準という状況に追い込まれているもとで起きた事件です。

そして2点目に、府中市の小児総合医療センターなどで代替されるのではないかといい問題ですが、ここについても、これができるから大丈夫だというふうには言い切れない状況があります。PFI方式を導入し、民間活力を導入してここを運営しようとしています。先ほど述べましたように公的な都立病院は、高度救急医療、こういう不採算な部門を担っている重要な役割を果たしているわけです。PFIを導入して民間活力を導入した府中市の小児総合医療センターが、これにかわる役割を果たし得るのかという点でも大きな疑問があることは、先ほど1点目で述べた都立墨東病院の事例も含めて非常に懸念されることだと考えています。

○18番（中間建二君） 今御説明いただきましたけれども、一つの東大和市への影響ということで、署名で影響がある、これは感情論としてなくさないで存続してもらいたいという気持ちはよく理解できるんですが、ただ市民への影響ということでは根拠がないということが確認ができました。

墨東病院ということ为例に挙げられましたが、本来的に三次救急として行う高度専門医療ですね、これを行うべき病院に初期救急、いわゆる軽度の症状のお子さんが集中をする。そのことによって本来診なければいけない、高度専門医療が求められるところに医療がいかなかったということが、私は墨東病院の件で明らかになっていると思っております。

そういった意味ではこの清瀬小児の実態も、確かに1万5,000人患者がいるとはいえ、そのうちの96%までが初期救急、いわゆる地元の小児科医等で診れる状況のお子さんだということも、これは都議会の中で議論で明らかになっております。

おっしゃっているように確かに今小児科医が少なくなっている中で、限られた医療のこの資源、人材を集約をして、さらに充実をさせていくという方向性は私は間違っていないんじゃないかと思うんですが、この点についての御認識を伺いたいのと、それから清瀬小児が移転、統合されることで、府中病院はもとより東村山市にある多摩北部医療センターでも小児救急、小児病棟が拡充をされる。また清瀬小児の移転に伴う対応としては、今申し上げた多摩北部医療センター等、西東京市での民間の病院で救急体制を拡充すると、さまざまな対策もとられているということも都議会の議論の中で明らかになっているというふうに認識をしております。

さらには繰り返しになりますが、この統合される府中市にできる病院というのは、東京一――ということではほぼ日本一と言ってよいぐらいの小児、産科、両方診れる総合病院として大きく発展をされ、多摩の小児医

療に大きく貢献をされるということが都議会の中で説明をされておりますが、この点について御認識があるのか再度伺いたいと思います。

○3番（尾崎利一君） まず1点目ですけれども、病院でのNICUについて言うと、受け入れが拒否される8割の理由はNICUが満床であいていないというものです。先ほど提案理由で言いましたように、多摩地域で100床必要とされているにもかかわらず42床しかない。その中で清瀬小児病院6床、八王子小児病院9床、計15床を減らす理由は全くないということです。

2点目について言いますと、府中小児総合医療センターなどで、ここにはNICUを24つするという予定になっていまして、これをつくるとはいいことだと、これに反対しているわけではありません。だからといって清瀬や八王子の小児病院をなくす理由にはならない。先ほど言った多摩地域の非常におくれた周産期医療の現状を見てみれば、府中市に新設する病院、さらに清瀬小児病院、八王子小児病院もそのまま存続させて、安心して子供を産み、安心して子供を育てられるという状況を一刻も早くつくるべきだというふうに考えています。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第2号議案 都立清瀬小児病院の存続を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第19 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第19 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時37分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 西 川 洋 一

署 名 議 員 関 田 正 民

署 名 議 員 尾 崎 信 夫